

JR東海労ニュース

No. 887

2006年12月12日

JR東海労働組合

マスコミも注目!

最高裁判断!

「中間管理職でも成立」

不当労働行為 最高裁が初判断

JR東海組合員 脱退勧誘訴訟

東海旅客鉄道（JR東）の労働組合員である科長が、別の労働に移った部下に脱退を働きかけたのは会社側の意思を以て不当労働行為に当たると判断された。最高裁が12月8日、JR東海労働組合の訴えを認め、科長の発言が個人的な発言だったと判断した。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。

「社」の意向反映

中間管理職でも不当行為

JR東海訴訟 最高裁初判断

JR東海労働組合の科長が、別の労働に移った部下に脱退を働きかけたのは会社側の意思を以て不当労働行為に当たると判断された。最高裁が12月8日、JR東海労働組合の訴えを認め、科長の発言が個人的な発言だったと判断した。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。

会社の指示なくとも 中間管理職の言動重

部下に組合脱退の勧め

「不当労働行為」

会社の指示がないのに、科長が部下に脱退を勧めた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。

「中間管理職でも不当行為」

最高裁、介入で初判断

JR東海訴訟 最高裁初判断

JR東海労働組合の科長が、別の労働に移った部下に脱退を働きかけたのは会社側の意思を以て不当労働行為に当たると判断された。最高裁が12月8日、JR東海労働組合の訴えを認め、科長の発言が個人的な発言だったと判断した。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。

科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。科長は人事に影響を及ぼす地位にあり、会社から脱退を働きかけた。

知照地方労働委員会が九
五年十月、組合員の脱退
申し立てを棄却。これを
不服として組合側は中
告訴訟を提起し、一
審判決は二〇〇一年十
二月、救済命令を出した。